

令和2年7月3日

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前備置書類  
(吸収分割に関する事前備置書類) (変更分)

東京都新宿区西新宿六丁目2番18号  
株式会社エイチ・アイ・エス  
代表取締役 澤田 秀雄

当社は、令和元年12月12日付で株式会社新エイチ・アイ・エス（以下「新HIS」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社とし、新HISを吸収分割承継会社とする吸収分割契約（当該契約に基づく吸収分割を以下「本吸収分割」といいます。）を締結し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示を令和2年1月15日付「会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前備置書類（吸収分割に関する事前備置書類）」（以下「備置書類」といいます。）により行いましたが、令和2年6月24日付で本吸収分割の効力発生日の変更に係る吸収分割契約変更契約を締結したことに伴い、備置書類に変更が生じたので、会社法施行規則第183条第7号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は備置書類の項目番号に対応しております。

記

1. 本吸収分割契約の内容

次の事項を追加いたします。

「なお当社は、本吸収分割の効力発生日を令和3年11月1日に変更すべく、令和2年6月24日付で吸収分割承継会社（新HIS）との間で本吸収分割に係る吸収分割契約変更契約を締結いたしました。内容は別紙「吸収分割契約 変更契約」のとおりです。」

以上

別紙

## 吸収分割契約 変更契約書



株式会社エイチ・アイ・エス（以下「甲」という。）及び株式会社新エイチ・アイ・エス（以下「乙」という。）は、甲乙間で2019年12月12日付にて締結された吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」という。）の変更について、次のとおり変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

### 第1条（本吸収分割契約の変更）

本吸収分割契約第6条を、次のとおり変更する（変更箇所は下線部）。

#### 「第6条（効力発生日）」

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年11月1日とする。ただし、本件分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上別途合意することにより、これを変更することができる。」

### 第2条（変更の効力）

本変更契約は、本吸収分割契約の不可分の一部をなし、本変更契約により変更されたものを除き、本吸収分割契約のその他の定めは引き続き効力を有する。本変更契約締結日より、本吸収分割契約における「本契約」との文言は、本変更契約によって変更された内容の本吸収分割契約を意味するものとする。

本変更契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保持する。

2020年6月24日

#### 甲（吸収分割会社）

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号  
株式会社エイチ・アイ・エス  
代表取締役 澤田 秀雄



#### 乙（吸収分割承継会社）

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号  
株式会社新エイチ・アイ・エス  
代表取締役 澤田 秀雄

